

## 宮城大学科目等履修生に関する規程

平成21年4月1日

規程第41号

### (趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学学則第47条及び宮城大学大学院学則第42条の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

### (入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。

### (履修科目)

第3条 科目等履修生が宮城大学（以下「本学」という。）及び本学大学院で履修することのできる科目は、学生の教育、研究に支障のない範囲において、募集する都度、学群教授会又は研究科教授会（以下「教授会」という。）が別に定める。

### (入学の出願)

第4条 科目等履修生として本学又は本学大学院への入学を志願する者は、別に定めるところにより、科目等履修生入学願書に宮城大学学生納付金規程（以下「納付金規程」という。）第2条に定める入学者選抜手数料を添えて、学長に提出しなければならない。

### (入学の選考)

第5条 科目等履修生の選考は、学群又は研究科（以下「学群等」という。）において行い、教授会の議を経て合格者を決定する。

2 前項の選考は、書類審査をもって行うものとし、必要に応じて面接、その他学群等において適切と認める方法を加えることができるものとする。

### (入学金及び授業料)

第6条 科目等履修生として入学を許可された者は、納付金規程第2条の定めるところにより入学金及び授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、実験及び実習に関する経費は別に定めるものとし、科目等履修生の負担とする。

2 前項の入学金又は授業料を所定の期日までに納付しない場合は、入学許可を取り消す。

### (在学期間)

第7条 科目等履修生の在学期間は入学日の属する年度内とする。ただし、引き続き在学を希望する場合は、1年以内に限り、教授会の議を経て在学期間を延長することができる。

2 前項の延長に関する手続きは、第4条及び第6条の規定を準用する。この場合において、入学選抜手数料及び入学金は納付を要しない。

### (単位の認定)

第8条 科目等履修生として履修した授業科目について、単位の認定を受けようとするときは、当該授業科目の試験を受け、合格しなければならない。

## 第2編教育 科目等履修生に関する規程

(単位取得)

第9条 単位を取得した者には、単位修得証明書を与えることができる。

(準用)

第10条 本学又は本学大学院の学生に関する諸規程は、科目等履修生に準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。
- 2 この規程の施行日の前日において既に本学に在籍する科目等履修生については、なお従前の例による。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の宮城大学科目等履修生に関する規程は、この規程の施行の日以後に出願する者について適用し、この規程の施行の日の前日までに出了願した者については、なお従前の例による。

附 則 (H30.12.21 第143回理事会)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。